別記仕様－１

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

年　　月　　日

荒川区長

住所

商号又は名称

代表者

下記のとおり、確認しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 契約番号 |  |
| 工事件名 |  |
| □ | １）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置すること。 |
| □ | ２）監理技術者補佐は、一級建築施工監理技士補又は一級施工監理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 |
| □ | ３）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日において３か月以上の雇用関係があることをいう。 |
| □ | ４）同一の特例監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までであること。 |
| □ | ５）特例監理技術者が兼務できる工事は、荒川区内及び隣接する区内（文京区、台東区、北区、墨田区、足立区）の工事とすること |
| □ | ６）特例監理技術者が兼務する工事は維持工事以外でなければならない。（「維持工事」とは通年維持工事等（２４時間体制での応急処理や緊急巡回等が必要な工事）） |
| □ | ７）配置を予定している特例監理技術者が、現に履行中の工事（又は今後配置を予定している工事）についても、建設業法第２６条第３項第二号の規定を適用できること（現に履行中の工事等の発注者が示す兼務の要件に該当すること）。 |
| □ | ８）契約後、適正に技術者を配置できなかったとき（監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の別に関わらず、技術者の適正な配置をできなかったとき）は、工事請負契約書に基づき契約解除となると共に、地方自治法施行令第１６７条の４第２項第５号に基づき、競争入札参加禁止措置となる場合があること。 |

注：上記すべてを確認し、レ又は■を記載すること。

* 建設業法第２６条第３項第二号　条文抜粋

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条

１～２　（省略）

３　３公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。

一当該建設工事が次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者

イ当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。

ロ当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。

ハ主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。

二当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者

別記仕様－２

特例監理技術者の配置を予定している場合の申請書

年　　月　　日

荒川区長

住所

商号又は名称

代表者

下記のとおり、特例監理技術者等の配置を予定したいので申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特例監理技術者（予定） | 氏名 |  |
| 技術検定種目 |  |
| 希望申込案件 | 工事件名 |  |
| 契約番号 |  |
| 監理技術者補佐（予定） | 氏名 |  |
| 技術検定種目 |  |
| 雇用関係の確認 | * 健康保険被保険者証
* 雇用状況確認証

　（雇用状況の確認できるもの）* その他
 |
| 配置を予定している特例監理技術者が現に履行中の工事（又は今後配置を予定している工事） | 発注者 |  |
| 工事主管部署 |  |
| 担当者及び連絡先 |  |
| 工事件名 |  |
| 施工場所 |  |
| 工事内容 | 維持工事に該当 |  | □する□しない |
| 予定価格又は契約金額（税込） |  |
| 工事期間 |  |
| 現場代理人　氏名 |  |
| 監理技術者補佐　氏名（予定） |  |
| （備考） |

　配置予定の特例監理技術者及び監理技術者補佐の要件を確認するために必要な資料を添付して提出すること。また、変更しようとする場合は、第４条（５）に該当する事項を備考欄に記載すること。

１　特例監理技術者の兼務する予定の工事が確認できる書類

①　ＣＯＲＩＮＳの写し

２　監理技術者補佐の資格確認資料の写し

①　監理技術者資格証

②　一級施工管理技士等の国家資格者の合格証

③　一級施工管理技士補の合格証明書　等

３　監理技術者補佐の「雇用関係が確認できる書類」の写し

　①　健康保険被保険者証（注１）

　②　住民税特別徴収税額通知書　等